

# 子ども食堂の運営を支援します！

子どもの健全育成と居場所づくりを支援するため、市内で子ども食堂を運営している、または運営を予定している団体等を対象に、補助金を交付します。

- 1 対象団体 大垣市まちづくり市民活動育成支援条例に基づく市民活動団体に登録している団体、または自治会などの地域住民組織
  
- 2 対象条件
  - ・大垣市内で子ども食堂を運営すること
  - ・主な利用者は、市内在住の支援を必要とする子どもとその保護者としてすること
  - ・子ども食堂を月1回以上（学校の長期休業期間中のみ実施の場合は8回以上）実施すること
  - ・1回あたり10食以上の食事を提供すること
  - ・利用者の負担額は、無料または材料費相当額以下とすること
  - ・西濃保健所の指導に基づく衛生管理を行うこと
  - ・食物アレルギーのある子どもを事前に把握し、誤食しないように配慮すること
  - ・実施場所、周囲の環境等、子どもの安全確保に配慮し、子どもが安心して過ごせる居場所の確保を行うこと
  - ・利用者及び事業従事者を対象にしたボランティア保険に加入すること
  - ・補助対象事業を明確に区分した会計及び経理を実施し、その報告ができること
  - ・団体及び団体の代表者が市民税を滞納していないこと

## 3 補助内容

### 【運営を継続するための補助金】

- (1) 上限額 20万円または実施回数に1万円を乗じた額のいずれか少ない額
- (2) 対象経費 報償費・旅費・消耗品費・燃料費・印刷製本費・光熱水費・賄材料費  
・役務費・保険料・使用料・備品購入費（一部、対象外あり）
- (3) 補助率 10/10
- (4) 支給期間 通算5か年

（裏面につづく）

【開設・運営に必要な備品を購入するための補助金】

- (1) 上 限 額 10万円
- (2) 対象経費 備品購入費（一部、対象外あり）
- (3) 補 助 率 10/10
- (4) 支給期間 運営補助金の支給期間（通算5か年）のうち1回限り

4 申請方法

事前相談のうえ、大垣市子育て支援課へ交付申請書類を提出（持参・郵送・Eメール等可）  
提出書類は子育て支援課窓口で配付のほか、市ホームページよりダウンロードできます。  
市ホームページには、詳しい内容や交付案内の資料をご確認いただけます。



また、市内の子ども食堂の開催情報は市ホームページにて公開中です。

「大垣市 子ども食堂」で検索、または右下の二次元コードを読み取りください。



<お問い合わせ>

大垣市 こども未来部 子育て支援課

電 話：0584-47-7064（直通）

メール：kodomom@city.ogaki.lg.jp